商品概要説明書

ＪＡカードローン

(2020年４月１日現在)

<table>
<tr><td>商品名</td><td>ＪＡカードローン</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>○当ＪＡの組合員の方。
※「ＪＡとの取引はこれから」という方もご利用できます。
（ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要になります。）
○ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。
※ただし、契約金額が50万円以内の場合は70歳未満の方。
○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。
○生活の根拠が定まっている方（農業者以外の自営業者については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。
○ＪＡ（他ＪＡを含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。
○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。
○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>○生活に必要な一切のご資金とします。</td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td>○10万円以上300万円以内とし、10万円単位とします。</td></tr>
<tr><td>契約期間</td><td>○ご契約日から１年後の応答日の属する月の１日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とします。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>○変動金利とします。
○お借入利率は、３月１日、６月１日、９月１日および12月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、４月、７月、10月および１月の約定返済日から適用利率を変更いたします。
○お借入利率には、年１．８０％の保証料を含みます。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○約定返済
毎月１日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。
<table>
<tr><th>前月約定返済日現在のお借入残高</th><th>ご返済額</th></tr>
<tr><td>１万円未満</td><td>前月約定返済日現在のお借入残高</td></tr>
<tr><td>１万円以上50万円以下</td><td>１万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>50万円超100万円以下</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>100万円超150万円以下</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td>150万円超200万円以下</td><td>4万円</td></tr>
<tr><td>200万円超250万円以下</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td>250万円超300万円以下</td><td>6万円</td></tr>
</table>
○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当ＪＡ窓口あるいはＡＴＭから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。
</td></tr>
<tr><td>利息の計算方法</td><td>○毎日の最終残高について付利単位を100円とした１年を365日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（富山県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０７６５－２４－９９１７)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
○印紙税が別途必要となります。
○その他ご不明の点がございましたら、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

ＪＡうおづ